

災害時における生活物資等の供給に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、地震、風水害及びその他の災害発生時又は災害発生のおそれのある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して、市民生活の早期安定を図るために、食料品及び生活必需品等（以下「生活物資等」という。）の供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時に生活物資等の供給を受けようとするときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をするときは、必要な生活物資等の数量及び事務の内容、その他必要な事項を乙に通知するものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに協力するものとする。

（経費の負担）

第3条 甲は、乙から協力を受けたときは、その経費を負担するものとする。

（供給価格）

第4条 供給価格は、災害時直前における価格を基準として、供給時に甲乙協議の上定める。

（要請の手続）

第5条 災害時、乙に対する協力の要請その他必要な手続きは、久喜市災害対策本部産業班において処理する。

（生活物資等の引渡し）

第6条 生活物資等の引渡し場所は甲乙協議の上決定する場所とし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（保有数量の報告）

第7条 甲は、緊急時に供給できる生活物資等の数量について、本協定締結以後、必要がある場合は、乙に対して報告を求めることができる。

（有効期間及び更新）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲又は乙いずれかの側からもこの協定解消の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年2月9日

	久喜市大字下早見85番地の3
甲	久喜市 久喜市長
乙	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役